

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



ここ数回は、初心に帰り「基礎知識」から出題しています。前回は「大工仕事」「工事」関連の内容でしたね。では、さっそく宿題の確認からしてみましょう。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する柱の木片の木くずは産業廃棄物である
- (2) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する塩ビ管のくずは産業廃棄物である
- (3) 日曜大工で個人が排出するコンクリート破片は産業廃棄物である
- (4) 日曜大工で個人が排出する壁紙の紙くずは一般廃棄物である
- (5) 日曜大工で個人が排出する端材の木くずは一般廃棄物である

【解説】

一般住宅の新築工事は建築業者が行う建設業に伴う事業活動であるが、個人が行う日曜大工の場合は事業活動ではなく、当該日曜大工から排出した廃棄物はすべて一般廃棄物に該当する。

正解 (3)

この問題は、第21条の3に規定する「建設廃棄物の排出者」という予備知識も必要になります。第21条の3では、(原則)建設廃棄物の排出事業者は建設工事の元請業者って規定でしたね。したがって、(1)(2)ともに建設しているものがいくら一般住宅であっても、ここから排出される廃棄物の排出者は元請業者であり、「事業活動を伴って排出されている」と考えるわけです。その上で、(2)の「塩ビ管」は排出業種が限定されない「廃プラスチック類」に該当するので、すぐに産業廃棄物だと判断が付く。(1)の「木くず」は業種が限定されますが、その指定業種に「建設業」が入っていますから、これも産業廃棄物となります。(3)～(5)は「解説」とおり「個人が行う日曜大工」は事業活動ではなく「趣味」なので、事業活動は伴わずに発生していて、したがって一般廃棄物という考えです。ちなみに、器用な方は自分で自宅を建ててるって人もいますが、それが商売、「業」でない限り、いくら大きな自宅でも排出される廃棄物は一般廃棄物ということになります。それは廃プラスチック類であろうとコンクリート殻であろうと、同じ事です。

次の問題もちよっと違った要因を含む「区分」問題としましょうか。

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となった金属製の風呂釜は産業廃棄物である。
- (2) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となったアルミサッシは産業廃棄物である。
- (3) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となったステンレスの流し台は産業廃棄物である。

～廃棄物処理問題～

- (4) 住宅の増築に伴う土地造成工事を請け負った建築業者が当該工事により伐採した樹木は一般廃棄物である。
- (5) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事の仮設トイレから排出したし尿は一般廃棄物である。

【解説】

住宅などの改築や増築工事は建築業者の建設業に伴う事業活動であり、工作物の新築、改築又は除去に伴って排出される紙くず、木くず、繊維くずやがれき類などのほか、業種の指定がない廃プラスチック類やガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずなどが産業廃棄物に該当する。特に木くずについては、住宅の増築や林道の開設など工作物の設置に伴い除去する樹木も産業廃棄物の木くずに該当する。なお、工作物の新・改築、解体が伴わずに発生する剪せんでい定枝は一般廃棄物である。また、し尿については、法第2条第4項第1号及び政令第2条の産業廃棄物の定義に規定されておらず、一般廃棄物に該当する。

正解 (4)

この問題はある程度廃棄物処理法を勉強している方の方が迷ったのではないかと思います。

(1)～(3)は前出問題の解説等でおわかりかと思いますが。(4)ですが、実はBUNさん以前は「生木、立木は一般廃棄物」と思っていました。というのは、平成9年の政令改正までは産廃木くずは次の規定だったんです。「二 木くず（建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。）」大抵の「生木、立木」は「工作物」ではないでしょうから、この規定なら「生木、立木は一般廃棄物」でしょう。ところが、平成9年の政令改正で「二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。）」と「工作物の新築、改築」が追加されました。それでも、普通に考えれば「建物を建てる時に生木、立木は廃棄物として発生なんかしないだろう」と思っちゃいますよね。BUNさんだけでなく、世の中の多くの方が「生木、立木は一般廃棄物」と思っていたようで、平成10年に富山県から当時の厚生省に照会がなされたんです。その照会に「山間地に道路整備をするんだけど、その工事箇所から伐採木、伐根が出てくるが、これは産廃か？」という趣旨でした。これに対して、旧厚生省は「産業廃棄物に該当する」と回答したんです。たしかに、「工作物そのもの」とは規定しておらず、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた」という定義からすると、元々は自生していた立木、生木でも「工作物の新築」のための造成工事に伴って発生するのであれば、産廃木くずの「定義」に該当しますよね。

(5)の「し尿」は典型的な一般廃棄物として扱われています。ただし、下水道で処理された後の「下水道汚泥」は産業廃棄物です。しかし、しかし、浄化槽法で規定する浄化槽で処理された後の「浄化槽汚泥」はやはり一般廃棄物です。この辺は、廃棄物処理法スタート時の旧厚生省と旧建設省での協議の結果なのかも。(たぶん)ということで、この問題は全くの初心者よりも、経験豊富で昔のことやいろんな運用を知っている人の方が迷った問題かも知れませんね。

では、今回の宿題は一般廃棄物つながりから直接関係する人は少ないかと思いますが、廃棄物処理法の理念、仕組みを知っていただくために考えていただきますよう。



宿題Q

次のうち、一般廃棄物処理施設として民間が設置するときに設置許可が不要な施設はどれか。

- (1) 埋立面積 800m² の最終処分場
- (2) 処理対象人員 450 人のし尿処理施設
- (3) 火格子面積が 3m² の焼却施設
- (4) 一日あたりの処理能力が 9t の生活排水汚泥の脱水施設
- (5) 処理対象人員 501 人の浄化槽

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。